

鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領について（概要）

（平成30年12月6日 鹿情第44号）

本通達は、「鹿児島県警察情報管理システムの運用に関する訓令」に基づき、鹿児島県警察の情報管理システムの運用及び維持管理に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 管理体制
- アクセス権の付与等
- ドキュメント等の取扱い

等である。